

『知』の集積と活用による研究開発モデル事業」
審査実施要領

第1 趣旨

『知』の集積と活用による研究開発モデル事業」の委託予定先の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 「知」の集積と活用による研究開発モデル事業の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付15規則第45号）（以下「規則」という。）第6条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家により構成するものとする。外部専門家は、「知」の集積と活用の場合産学官連携協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）から承認が得られた者とする。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、委員は規則第6条第5項により、委員を委嘱している期間に公募する本事業への提案に参加することができない。また、審査対象となる提案書の研究開発計画に参画する研究者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。
利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該提案書の中で研究代表者、研究実施責任者、研究分担者となっている場合。
 - （2）当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - （3）当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と親族関係にある

場合。

- (4) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。

5 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。

委員長は、委員長代理を委員の中から指名し、委員長代理は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

6 委員は、審査により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

1 審査は、原則として、書類審査及び面接審査の2段階で行うものとする。

ただし、書類審査については、審査対象提案数により、省略することができるものとする。

2 応募のあった提案書は、まず、書類の不備を確認し、生研支援センター所長は、面接審査の対象となる提案書を確定する。

3 生研支援センター所長は、面接審査を実施する提案書について、応募者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）に対し、提案書を説明する面接審査を実施する旨通知する。その際、応募者が所属する研究開発プラットフォームのプロデューサー及び研究コンソーシアムの研究代表者の出席を求めるものとする。

- 4 面接審査に際しては、委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 5 面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 6 委員長は、5により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の変動が大きいと判断した場合には、最高点数及び最低点数の採点を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。
- 7 委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。
- 8 面接審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

- 1 審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員の採点の平均点（以下「平均点」という。）を提案書の評点とする。
ただし、第2の3により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の過半を超えないものとする。
- 2 書類審査は、各委員の採点の平均点の高い提案書の提案者の順に、選定するものとし、平均点が50点未満の提案書は選定しないものとする。
- 3 面接審査は、課題ごとに行うこととし、書類審査で選定された提案書について、第3の5の面接審査後の議論を経た上で、研究領域のバランス考慮しつつ公募要領の研究領域の区分ごとに平均点の高い提案書の提案者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が70点未満の提案書の応募者、又は審査基準の1つ以上において「2点以下」の評価があった提案書の応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができる

ものとし、得点の平均点が 55 点未満の提案書の応募者は委託予定先としないものとする。

なお、複数の提案書が同一の得点を得ている場合、委員会での審議の上、提案書の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い提案書の提案者を委託予定先とするものとする。

ただし、賛否が同数であるなど審議で議決できない場合には委員長が委託予定先を決定する。

- 4 委員長から報告された委託予定先について、生研支援センター所長は、運営委員会に報告し、本審査実施要領に適合していることの確認を受けるものとする。
- 5 生研支援センター所長は、4の確認を得た場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定先名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）をホームページにおいて公表するものとする。
- 6 委員長は、いずれの提案書の提案者も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日より実施する。

別 表

「知」の集積と活用による研究開発モデル事業
審査基準

審査項目	審査基準	採点	コメント
1 事業趣旨との整合性	提案された研究開発の内容が、「平成28年度からの『知』の集積と活用の方場の構築に向けた展開方向」の趣旨に合致したものであること。	点	
2 目標の妥当性	研究計画の内容及び研究成果の商品化・事業化による生産者の所得向上等の数値目標が明確であるか。	点	
3 計画の妥当性	年度ごとの研究計画及び目標等は具体的で実現可能か。	点	
4 所要経費	経費の内訳及び支出計画等は妥当であるか	点	
5 産学官連携の取組	産学が連携し研究開発を実施する体制となっているか。また、産学の役割分担が明確になっているか。 産学官連携の十分な取組実績があるか。	点	

6 実施体制	<p>研究開発を実施するために十分な能力を有しているか。</p> <p>研究開発を実施するために十分な施設・設備を有しているか。</p>	点	
7 ビジネスモデル	<p>研究成果の商品化・事業化に向けたビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実現性が高いか。</p>	点	
8 知的財産	<p>知的財産の取扱いに関する基本方針（標準化・規格化等の手法を含む。）が、研究成果の迅速な商品化・事業化につながるものとなっているか。</p>	点	
9 社会・経済へのインパクト	<p>研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが期待できるか</p>	点	
10 技術的意義及び優位性	<p>革新的な研究成果を期待できるか。</p> <p>農林水産・食品分野の発展に資することを期待できるか。</p> <p>新技術の創出に資することを期待できるか。</p> <p>社会的ニーズへ対応するものであるか。</p>	点	
総合評価			

- ※1 採点欄には、各項目ごとに、「優れている」から「劣っている」までを、10点～1点で採点し、点数を記載してください。
- 2 コメント欄には、10点、9点、2点及び1点の採点をした場合には、必ずその理由を記載願います。
- 3 総合評価欄には、研究計画全般の意見として、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点について、具体的に記載願います。